基本方針

環境に資する緑をつくる

近年、地球温暖化の影響が疑われる異常気象や集中豪雨、ヒートアイランド現象などに伴う熱帯 夜の増加などは、深刻な問題となりつつあります。緑には二酸化炭素の重要な吸収源であるばかり でなく、気温や湿度を調整する機能を有しています。これらの地球温暖化やヒートアイランド現象の 緩和などに資する緑の役割を、区民は期待しています¹⁾。

地球規模の視点に立ち、環境に資する緑を増やすため、緑量の確保や、緑のもつ緩衝機能などを検討し、以下に示す21~29の具体的な施策を進めていきます。

≪視点6≫ 公共の緑を増やす

- *本区の緑(緑被地)の内、公園・河川を除くと学校など公共施設の緑が22.0%を占めており、緑化を 進める本区のモデルとなるよう屋上・壁面などの立体緑化をはじめ、積極的に緑化を進めていく。
- *公共施設の開発や建替え時の機会を捉え、建物の敷地・接道部・屋上、道路・学校などで緑を増 やしていく。

≪視点7≫ 民有地の緑を守り、増やす

- *本区の緑の内、社寺を含めた民有地の緑が37.7%を占めている。密集した市街地の中で緑化の余地は少ないものの、壁面や道路沿いを活用して草花を増やしていく。
- *民有地の開発や建替え時の機会を捉え、建物の敷地・接道部・屋上、駐車場で緑を増やしていく。
- *保護樹木など、歴史を継承した貴重な緑について、所有者や周辺区民との協力を得ながら、保全を 進める。

注1)区民アンケートによりのべ37名回答(複数回答可、全体の24%)。

6)公共の緑を増やす

21 道路緑化の推進
 【主な関連施策】 05、16

 実施主体
 ・歩道整備事業や街路事業とあわせた街路制整備、樹種の選定

 ・つる植物によるガードパイプなどの植栽、フラワーポットを活用した道路緑化
 ・一つる植物によるガードパイプなどの植栽、フラワーポットを活用した道路緑化

 ・機成道路に対する「(仮)街路勘整備のガイドライン」の作成

道路の緑は、通りの魅力向上に加え、災害時には延焼防止や建物の倒壊抑制の役割を果たす重要な緑です。

本区の幹線道路、地区幹線道路の内、未着手路線については、歩道整備事業などにおいて街路樹整備を進めていきます。なお、街路樹整備にあたっては、安全で快適に歩ける空間づくりに留意し、道路や沿道景観に変化をもたせ、延焼防止や建物の倒壊抑制に有効な樹種の選定や植栽間隔なども検討していきます。

十分な幅員のない道路については、歩道の有効幅員



写真:住宅の倒壊を抑制する街路樹 (出典:防災公園技術ハンドブック (平成12年)(財)都市緑化技術開発機構)

を配慮し、つる植物によるガードパイプなどの緑化やフラワーポットなどを活用して緑を増やしていきます。

また、既成道路についても、都の街路樹倍増計画と連携し、街路樹整備や緑の充実を図っていきます。

表 4-3:樹木の防火カランク

強度	常緑広葉樹	落葉広葉樹	針葉樹
A (強)	イヌツゲ、キヅタ、クチナシ、ゴム ノキ、サザンカ、サンゴジュ、ジ ンチョウゲ、タラヨウ、ツバキ、ト ウネズミモチ、トベラ、ヒイラギ、 モチノキ、ヤツデ	イチョウ、エンジュ、オニグルミ、 コナラ、シンジュ、スズカケノキ、 トウカエデ、ユリノキ	アカマツ、イチイ、イヌマキ、カラマツ、コウヤマキ、スギ、ヒノキ
В	アオキ、アラカシ、ウバメガシ、カナメモチ、キンモクセイ、クスノキ、サカキ、シキミ、シャリンバイ、シラカシ、スダジイ、タイサンボク、ネズミモチ、ヒサカキ、ビワ、マサキ、マテバシイ、モッコク、ヤマモモ、ユズリハ	アオギリ、イイギリ、イチジク、イ ヌエンジュ、ウメ、クヌギ、クリ、 クワ、ケヤキ、コナラ、シナノキ、 トチノキ、ナツヅタ、ナナカマド、 ニセアカシア、ハクウンボク、ハ クモクレン、フウ、ホオノキ、ミズ キ、シダレヤナギ	イヌガヤ、カヤ、クロマツ、コウヨ ウザン、サワラ、タギョウショウ、 トウヒ、ヒマラヤシーダー、ヒム ロ、モミ
C (弱)		イタヤカエデ、エノキ、カツラ、サ ルスベリ、フジ、ボダイジュ、ムク ノキ	

(国土交通省資料による)

	公園の緑化の推進				
22	=+	マ マロ 市業本		・公園の芝生化の推進	
	実施主体	【区】区氏【事集有】	実施内容	・公園の花壇の整備	

公園は、密集した市街地が多い本区においてはまとまった緑の拠点として緑を創出し、維持・保全していく必要があります。しかしながら、公園の平均緑被率は 51.1%と高い値とは言えません。特に子ども広場や児童遊園は低い値となっています。本区における公園の緑量の割合は多く、公園の緑量を増やすことは重要となってきます。今後は、既存の公園の裸地部分の芝生化や、区民協働による花壇の設置などで、公園内緑被率 57%を目指します。

	学校など	ご公共施設の緑化の推進		【主な関連施策】	26
				・校庭の芝生化の推進 ・校舎の屋上緑化	
23	実施主体	区区民	実施内容	・緑のカーテンの推進 ・学校ビオトープの整備	
				・学校の統廃合に伴う緑地化の検討	

学校の敷地や校舎は規模の大きいものが多く、緑化により緑の量を確保でき、ヒートアイランド現象への対策をはじめ、環境学習への活用など多くの効果が期待されます。

各小中学校の校庭面積など一定の条件を満たす学校 を選定し、校庭改修などとあわせて校庭の芝生化を進 めていきます。

校舎への蓄熱を防止し、子ども達の夏の暑さを軽減 させるためには、校舎の屋上緑化・壁面緑化、緑のカ



写真:緑のカーテン(横川橋保育園)

ーテンづくりを推進します。また、低層住宅から中高層住宅へと住まい方が変わり、土や緑 と触れ合う機会の少なくなった子ども達に向けて、緑の環境学習・生き物とのふれあいの場 としてビオトープの整備を進めます。

さらに、今後は少子化に伴い小中学校の統廃合が進行すると予想されるため、跡地利用の 検討の際は、最大限の緑被面積の確保を視野に入れて検討していきます。

OA	その他の	O公共施設の緑化の推進		
∠ 4	実施主体	区都・国	実施内容	・その他の公共施設の縁化の推進

公共施設の新設・改築などは、面的な緑がまとまって確保できる機会であり、確実かつ戦 略的な方策が必要です。そのため、「墨田区集合住宅の建築に係る居住環境の整備及び管理に 関する条例」、「墨田区良好な建築物と市街地の形成に関する指導要綱」に基づく緑地整備を 徹底することにより、可能な限り緑化を進め、着実に緑被面積を確保していきます。

また、都市開発諸制度などで生まれる公開空地などについては都が策定した「公開空地等 のみどりづくり指針」と連携し、国や都の施設は区の施設と同様に質の高い緑化が図られる よう誘導していきます。

要綱に基づく緑化指導

≪地上部の緑地整備≫	
敷地面積	緑地面積(敷地面積に対する割合)
1,000 ㎡未満	5%以上
1,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満	(2.5+敷地面積÷400)%以上
3,000 ㎡以上	10%以上

≪建築物上の緑地整備≫

敷地面積が300 ㎡以上の場合は、屋上面積の20%以上を緑化

区内の図書館や地域包括支援センターなどの各種公共施設においても市街地内の緑化のモ デルとなるよう現在の敷地の中で緑化を進めます。

25	緑化基準による緑の確保(★リ	ーディン	グプロジェクト 03)
25	実施主体区事業者	実施内容	・緑化基準、指導内容の検討

緑地整備の指導など関連制度を一括した緑に関する条例の制定を検討し、開発行為や建築 行為に対して一定割合以上の緑化を義務付けるなど、緑地の創出の観点から開発行為を誘導 し、緑豊かな本区の形成を図ります。

7) 民有地の緑を守り、増やす

 屋上緑化の推進
 【主な関連施策】 09、23、27、28

 26
 ・民間施設・公共施設における屋上緑化の推進

実施主体 区区区事業者 実施内容・屋上線化助成制度の周知

建物が密集し、地上部に緑地を増やすことが困難な 本区において、建築物の屋上を緑化することは有効な 方法の1つです。

一般住宅や集合住宅、工場、区の施設などの新増築時、既設の建物の改修の機会を捉え、屋上緑化を積極的に進めていきます。また、屋上緑化助成制度を用いた緑化が進むよう、助成内容を市民に周知していきます。



写真:第二寺島小学校の屋上緑化

また、東京スカイツリー⁸の開発に伴い多くの来街者

が予想されます。それに伴い東京スカイツリーから見た際に、周辺にまとまった緑地が広がるような屋上緑化を進めます。

住宅系(戸建住宅、併用住宅、集合住宅)は一箇所あたりの緑化面積は小さいものの、緑 化面積合計の約 60%を占めており、本区の屋上緑地に大いに寄与しています。今後は住宅 の屋上緑化を一層進めるとともに、公共施設の屋上緑化もあわせて進めます。

	壁面緑化	と・ベランダ緑化・緑の	カーテン	の推進	【主な関連施策】	26, 28
27	実施主体	区区区民事業者	実施内容	進 ・壁面縁化助成制・事業者による特	ける壁面緑化・ベランダ緑化・糸 制度の周知 赤珠緑化の事例の紹介 イストップとなる場所での立体緑	

公共施設と同様、「墨田区集合住宅の建築に係る居住環境の整備及び管理に関する条例」「墨田区良好な建築物と市街地の形成に関する指導要綱」に基づく緑地整備の指導を進めるとともに、東京都の「公開空地等の緑づくり指針」をふまえ、事業者が開発の早い段階から緑のネットワークなどに配慮した、質の高い緑化へ誘導していきます。

また、建物が密集し、地上部に緑地を増やすことが 困難な本区において、建築物の壁面を緑化することは 有効な方法の1つです。



写真:立体緑化の事例(墨田区役所)

一般住宅や集合住宅、工場、区の施設の新増築時、既存の建物、高速道路や鉄道の橋脚の 改修の機会を捉え、壁面緑化を積極的に進めるとともに、施工が困難な場所では、ハンギン グバスケットやフラワーポットを活用したベランダ緑化や緑のカーテンを進めていきます。 また、壁面緑化助成制度を用いた緑化が進むよう助成内容や事業者による屋上緑化・壁面緑 化など特殊緑化の事例を市民に周知・紹介していきます。

まちなかの交差点、バス停や駅前などアイストップとなる場所では、高中低木による複層 的な厚みのある立体緑化を進めていきます。また、立体緑化が一層進むよう助成制度も検討 していきます。

壁面緑化助成制度

区内の民間建築物で、新たに壁面を緑化する建築物の所有者の方に、1 m あたり 1 万円か工事費の半額の 少ない額(最高 40 万円)を補助する。

8	> 500 EX (44X) 19 751 57 CHISPS > CO					
	助成対象	区内の民間建築物(建築基準法など法令に不適合の建築物及び条例・ 要綱に基づき設置する場合を除く)で、新たに壁面を緑化する建築物				
l		の所有者の方				
	条件	・道路に面していること ・補助器具及びかん水設備(散水栓など)があること ・壁面緑化する建築物が道路境界線から 50 センチメートル以上後退していること ・緑化面積が 1 ㎡以上あること ・壁面緑化を良好な状態に保つこと				
	助成金額	1 ㎡あたり 1 万円か工事費の半額の少ない額(最高 40 万円まで)				
l						

20	駐車場緑化の推進		【主な関連施策】	26,	27
20	新主体 区区民事業者	実施内容	・民間施設・公共施設における駐車場緑化の推進		

アスファルト舗装の駐車場は蓄熱量が大きいため、 ヒートアイランド対策にとっては重要な課題となって います。ヒートアイランド対策の 1 つとして、集合住 宅、工場、事業所、公共施設などに併設された駐車場 は積極的に緑化していき、市街地内の緑地面積を増や していきます。

具体的手法として、車輪の乗らない轍部分の緑化を 進めます。個人や民間の駐車場においても、緑化する 際の助成制度を検討していきます。



写真: 駐車場緑化の事例(荒川区役所)

	樹林地·	樹木の保全		【主な関連施策】	20
29	実施主体	X	実施内容	・樹木の維持管理 ・剪定など維持管理に要する経費の補助の継続 ・定期的な樹木点検、所有者意向の把握	

社寺境内地の社寺林や大規模工場などにある大木や樹林地は、歴史を継承した区内の保全 すべき貴重な緑です。

所有者の日常的な管理を軽減するために、剪定など維持管理に要する経費の補助を継続していくとともに、健全に成長させていくため定期的な樹木点検などを行います。

基本方針 緑と親しむ文化を育む

緑の多様性を高める(基本方針1)、豊かな生活のよりどころとなる緑をつくり育てる(基本方針2)、環境に資する緑をつくる(基本方針3)は、区民が水と緑に関心をもち、利用し、育てていくことで、緑に対する関心が高まり、緑の必要性や重要性などを感じることにつながります。

「緑文化について知る機会を設ける」「緑について学ぶ機会を設ける」「緑づくりに係わる活動を行う」ことにより、区民が緑と親しむ文化を一層育めるよう、実際に緑を利用していく具体的な道筋・手法として、以下に示す30~38の具体的な施策を進めていきます。

≪視点8≫ 緑文化について知る機会を設ける

*より多くの人に緑や緑の活動について興味・関心を拡大するために、区内の公園や緑を舞台としたイベント、事業者の創意工夫による緑化技術の紹介などの機会を設ける。

≪視点9≫ 緑について学ぶ機会を設ける

*緑や環境への関心の拡大により、区民の参画を促し、緑に対する「学習」や自分達のまちをより良く 知るための「探検」の施策を進める。

≪視点10≫ 緑づくりに係わる活動を行う

- *緑について興味・関心をもった区民が、自宅周りで緑を増やし、緑のまちづくりに積極的に参画するなど、区民や事業者自体の多様な活動を進めていく。
- *緑のまちづくりの区民提案を公園などで具体化し、活動の支援を行う。

8) 緑文化について知る機会を設ける

	緑に係れ	つるイベントの開催		【主な関連施策】	38
30	実施主体	区区民	実施内容	・公園、生き物・まちの景観・歴史文化の多様性のある緑や けるイベントの開催	花にお

緑とのふれあいは、安らぎや潤い、楽しさなどを感性で体感する経験を通して、緑を愛する心や豊かな感性を養う機会となります。

緑豊かな公園や生き物がみられる川沿い、四季の緑や花、感性で楽しむ緑や花、歴史文化 に触れるスポットなど、公園や生き物・まちの景観・歴史文化の多様性とあわせて緑を楽し むためのイベントを開催します。

現在、さくらまつりや環境フェア、すみだまつりなどのイベントにおいて、ハンギングバスケットなどの展示や緑に関するイベントを実施しており、今後もこれらの取り組みを進めていきます。

事業者の緑化技術の紹介

31

実施主体

区事業者

実施内容

- ・事業者の縁化技術の常時展示・HPへの公開の継続
- ・イベント時の企画展示

区民による自主緑化、緑のまちづくりを進める際の 見本となるよう、現在、事業者による屋上緑化や壁面 緑化の見本をHPで公開し、実際に見学できるように しています。

これらを継続していくとともに、今後は、より多く の人に事業者の緑化技術を知ってもらえるように、緑 に係わるイベント開催時にも企画展示をしていきます。



写真:屋上緑化の企業展示

32

顕彰制度の創設・実施

実施主体

実施内容

・環竟改善功労者(緑化関連)への表彰

緑化活動に係わっている人の関心を高め、活動を一層活発にしていくため、自発的に緑化・維持管理活動を行っている公園愛護協定や区民ボランティア、特殊な技術を要する壁面緑化の事業者など、本区にとって貴重な大木などを保全している区民など、緑の創出、維持管理に貢献している人に対して顕彰する「墨田区環境改善功労者・功労団体 緑化部門」の表彰を積極的に行っていきます。

9)緑について学ぶ機会を設ける

	緑に係わる講習会・環境学習の実施		実施	【主な関連施策】 34、43
				・区民向けの緑の講習会の開催の継続・拡大
33	実施主体	区区民事業者	実施内容	・緑に係わる環境学習の開催、ゲストティーチャーの派遣
				・子ども向けの縁化に関する環境教育冊子の作成
				・森林整備体験事業の実施

区民による自主緑化や緑のまちづくりを推進する上で、区民からは、緑化や管理方法を学ぶ講習などの「技術的支援」の必要性が求められています 1)。

現在も、緑や花づくりに係わる講習会を開催していますが、区民が緑化活動をより拡げていく上で必要となる緑や花の育て方、土の作り方、特殊緑化の進め方などを啓発する様々な緑の講習会の開催を増やしていきます。



写真:ハンギングバスケット講習会の様子

また、現在実施している森林整備体験事業などをは

じめ、次世代の緑づくりを担う子ども達に、緑の現状や緑の効用について学ぶ環境学習を充実させ、区はゲストティーチャーの派遣などの支援を行い、それらを学ぶツールとして緑化に関する環境教育冊子を作成します。これらをもとに5年ごとに冊子を発行していきます。

	生き物を観察する機会の充実			【主な関連施策】 33		
34	実施主体	区区民事業者	実施内容	・「調べてみよう!すみだの生き物、身近な生き物観察会」の開催の継続・講座の開催・区民からの生き物の目撃情報の収集		

区民の生き物に対する関心を高めるために、「調べて みよう! すみだの生き物、身近な生き物観察会」の開 催を継続します。

また、生き物の生息空間を保全・創出する区民活動につなげていくため、区民に本区の生き物の生息状況などを公開し、区民が生き物について学ぶ講座を実施するともに、講座に参加した区民から、身近な生き物の目撃情報を提供してもらいます。



写真:観察会(大横川親水公園)

25	生物のも	ニニタリング調査の実施		【主な関連施策】	41、44
33	実施主体	区区民	実施内容	・専門家による生物のモニタリング調査の継続	

生物多様性を高めていく上では、本区に生息する生き物の種類や生息状況、重要種や外来種の有無を把握する必要があり、定期的に専門家による生物のモニタリング調査を継続し、生き物に関する基礎資料を整理していきます。



図 4-4:「すみだの自然と生き物」

10) 緑づくりに係わる活動を行う

緑と花のまちづくり推進地域制度の充実(★リーディングプロジェクト 04)

36

実施主体 区区区 事業者

実施内容

- ・緑と花のまちづくり推進地端に使を活用した緑のまちづくりの継続
- ・緑化テーマに基づく区民主体のまちづくりの推進

本区の緑のまちづくりに向けて、区民からは、「まちの 花壇づくりや公園の整備、公園管理などの実施、まちづ くりに係わるアイディア提供などのかたちで協力した い」という意向があります。

現在、緑と花のまちづくり推進地域制度を活用した区 民発意による緑のまちづくりが進められており、今後も、 同制度を活用した緑のまちづくりを進めていきます。

写真:十間橋通りの植栽

また、区主催の緑を増やす区民活動に対しては、「興味

がある内容であれば参加したい」という意向もあります。基本方針1~3に示した各種緑化 施策を進めるにあたり、区が緑のまちづくりのテーマを発信し、テーマに賛同する区民や区 民ボランティア、町会・自治会を募集し、緑のまちづくり事業を進めます。

37	緑を育てる拠点づくり		【主な関連施策】 38		
	実施主体区区民	実施内容	・区民による公園づくりの支援		

区民参加による公園の管理運営や公園管理の組織は、現在、公園愛護協定をはじめ、魅力 ある公園づくりなどの多様な組織があり、今後一層支援し、広げていく必要があります。

区民参加により公園や橋台地、ポケットパークなどを計画・整備するとともに、区は管理 運営にかかわる区民活動をサポートしていきます。

	区民や	事業者の提案による緑と	花の公園	まちづくり	【主な関連施策】	30, 37
38	実施主体	区区民	実施内容		录と花のまちづくりに取り組 と、事業者と連携した緑づく	

参加者が自発的に考えた管理運営のアイディアなどをいかせるようなサポートの実施や公 園緑地の改修整備などを行います。

公園愛護協定や魅力ある公園花壇づくり事業など、既存の区民参加事業の充実を図ります。また、 現在、公園と隣接する学校で学校の教育プログラムとして公園の維持管理を行っているところもあ り、今後はこの様な活動を広げていく必要があります。また、緑化について、区民だけでなく事業 者との連携も進めます。事業者の社会的責任(CSR: Corporate Social Responsibility)は、平 成2年(1990年)頃から注目されはじめ、この考えのもと事業者は様々な活動を行っています。

また平成 22 年 11 月 1 日に「ISO26000」が発行しました。これは、事業者だけでなく NPO を含めたあらゆる団体を対象とした CSR のためのガイダンス文書(手引書)となって いて、他の ISO 規格と異なり認証を必要とするものではありません。事業者や NPO などあ らゆる団体が ISO26000 に基づくガイドラインに沿った社会貢献活動を行う際に区と連携 した緑化活動を進めていきます。

基本方針

協働により緑化を進める

様々な緑づくりを効果的かつ効率的に進めていくためには、区民・事業者・区が、各々の責任と役割を明確にし、三者が良好なパートナーシップを築いていくことが重要です。特に区民主体の緑づくりに向けて、区民からは、緑づくりや管理方法などの技術援助や、苗や種の提供などの資材援助が期待されています¹⁾。また、東京スカイツリー[®]の建設を契機に緑づくりを進めていきます。

「協働による緑化体制・仕組みを構築する」ことで、区民・事業者・区の三者協働により、以下に示す39~44の具体的な施策を進めていきます。

≪視点11≫ 協働に向けた緑化体制・仕組みを構築する

- *区民主体の活動を進めていくため、活動内容・場所探し、活動団体の拡大、資材の調達などの具体的な方策を検討し、また、それらの情報を一元的に管理・運用していく体制・仕組みを確立していく。
- *各種事業の推進に向けて庁内連携を図るとともに、緑づくりに関する取り組みを計画的かつ効果的に進めていくためのガイドラインの充実、緑の実態を定期的に把握できる基礎的な情報を蓄積・整理する庁内体制を確立していく。

注 1) 区民アンケートにより、技術援助はのべ 31 名、資材援助はのべ 26 名回答(複数回答可、それぞれ全体の 32%、28%)

11) 協働に向けた緑化体制・仕組みを構築する

	募金に。	募金による緑化の推進(★リーディングプロジェクト O5)				
39	中恢子从		+	・「緑の募金」の創設		
	実施主体	実施内容	・区内の緑化活動の支援			

緑はまちの貴重な資源や財産としてその重要性が再認識され、区民が健康で潤いのある生活を送るために欠かせない存在です。区内の緑化を推進する仕組みの一つとして、区民や事業者と協働して豊かな緑をつくり、守り、育むことを目的とした「緑の募金」を創設します。集まった募金は、すみだの緑づくりの財源として、まちに花や樹木を増やすことや、関連した区民活動に限定して活用します。

また、募金による緑化の一つとして、「マイ・ツリー(私の木)」の寄贈事業もあわせて実施します。寄贈樹木には寄贈者の名前とメッセージの入ったプレートを設置し、寄贈者とともに木の成長が楽しめるようにしていきます。

	区民による緑化協力組織の育成			【主な関連施策】 11、41
40	実施主体	区区民	実施内容	・緑と花のまちづくり推進地域制度を活用した町会、自治会に よる活動内容の拡大 ・緑づくりに関するテーマごとのボランティア団体の発足

現在、公園や児童遊園では、約60の町会が委員会を結成し、公園の自主的管理を進めています。また、公園以外のまちの緑の活動については、「緑と花のまちづくり推進地域制度」に基づき、町会・自治会などの団体が活動を進めています。今後も、緑と花のまちづくり推進地域制度を活用し、区民発意の緑のまちづくりが拡がるよう、活動内容や場所の情報提供などを進めます。

	区民主体の緑化活動への支援			【主な関連施策】 35、40、43
41	実施主体	区区区民事業者	実施内容	・緑化助成や、緑と花の学習園による緑化相談の継続 ・緑化活動のための資金・資材の支援の拡大 ・緑化に係わる技術援助の拡大

現在、区民の緑づくりを支援する方策として、屋上緑化助成制度、壁面緑化助成制度、緑のへい助成制度などの各種緑化助成、緑と花のサポーター活動への支援、苗の無料配布、緑化・維持管理に関する技術援助として屋上緑化維持管理支援制度、定期的な講習会を開催しています。

区民の自主的な緑づくりに対しては、これまでの緑化助成や、緑と花の学習園での緑化相談を継続していきます。また、まちなかの緑づくりを推進する緑と花のサポーターやその他ボランティア団体、町会や自治会による緑づくりに対して、区民の負担を軽減させるため、資材支援、技術支援を拡大していきます。

	緑化協筑	定の締結		
42	実施主体	区区民事業者	実施内容	・「(仮称) 緑化協定制度」の新設・運用 ・都市緑地法に基づく緑地協定の締結

四季の緑を楽しむ名所・情緒を育む空間づくりや、東京スカイツリー[®]の眺めを確保するための路線の修景などを進めるにあたっては、対象の緑づくりに係わる区民や事業者が、一定のルールやテーマを話し合い、情報を共有して進めることが良好なまちの形成につながります。

区民や事業者が合意のもとで緑づくりを推進していけるよう、都市緑地法に基づく緑地協 定の締結や、緑化活動を加えた、区の条例に基づく「(仮称)緑化協定制度」の新設を検討し ていきます。

	「緑と花	さの学習園」の機能の拡	大	【主な関連施策】 13、33、41
43	実施主体	区区民	実施内容	・専門家による緑化相談の継続 ・緑の推薦委員の設置の継続 ・緑と花のサポーター制度の継続 ・区民の緑化活動に関する活動内容や場所、活動団体、活動資金や 資材の情報の一元管理、情報発信 ・緑に係わるイベントの開催支援

区民に向けての緑に関する様々な情報発信や、区民の緑づくりを支援する場として「緑と花の学習園」があります。ここで実施している専門家による緑化相談・区民に対する緑化啓発・推進事業への協力、緑と花のサポーターによる学習園の維持管理、イベントや緑に係わる講習会の支援を継続します。

また、区民の緑づくりの活動に関する活動内容や場所、活動団体や資材の情報を一元管理し、活動に対する有益な情報を発信していきます。



写真:緑と花の学習園

35

	緑に関する調査・会議の実施		【主な関連施策】
ı			

44

実施主体 区区区 事業者

実施内容

- ・「墨田区緑と生物の現況調査」の実施
- ・「すみだ環境共創区民会議」における区民意見の収集・反映

概ね5年ごとに区内の緑被現況や緑化状況、生き物の生息状況を客観的に把握するため「墨田区緑と生物の現況調査」を実施します。また、庁内連携を図り、毎月実施している「すみだ環境共創区民会議」において区民主体の緑づくりの活動などの具体的な進め方について意見を募ります。